

有効期間満了日 平成35年3月31日

熊生環第713号

平成29年8月10日

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第3条第2項に規定する者からの猟銃所持許可等の申請への対応について（通達）

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第3条第2項に規定する者の猟銃所持許可及び更新の申請に当たっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第11条第1項第6号に規定する書類を申請書に添付等させているところであるが、手続の処理については、別添警察庁通達「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第3条第2項に規定する者からの猟銃所持許可等の申請への対応について（通達）」（平成29年8月1日付け警察庁丁保発第119号）のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

※ 警察庁通達「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第3条第2項に規定する者からの猟銃所持許可等の申請への対応について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。